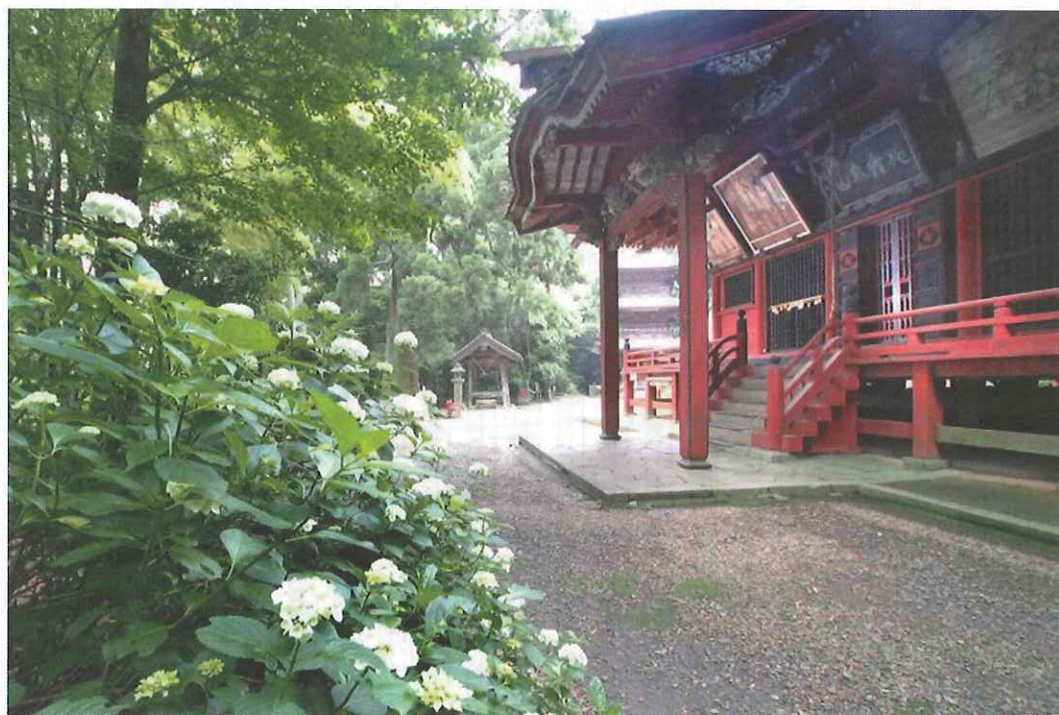


いばらき

第410号

雇用ニュース

2016年6月



「富谷観音」(桜川市)(観光いばらき「写真ひろば」より)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ! ◇◇

－ おもな内容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ 平成27年度障害者の職業紹介状況等について 3～4
- ・ 外国人雇用はルールを守って適正に 5～6
- ・ 新規高等学校卒業者向け求人の申込みを検討中の事業主の皆さまへ 7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.21倍

「雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいます」

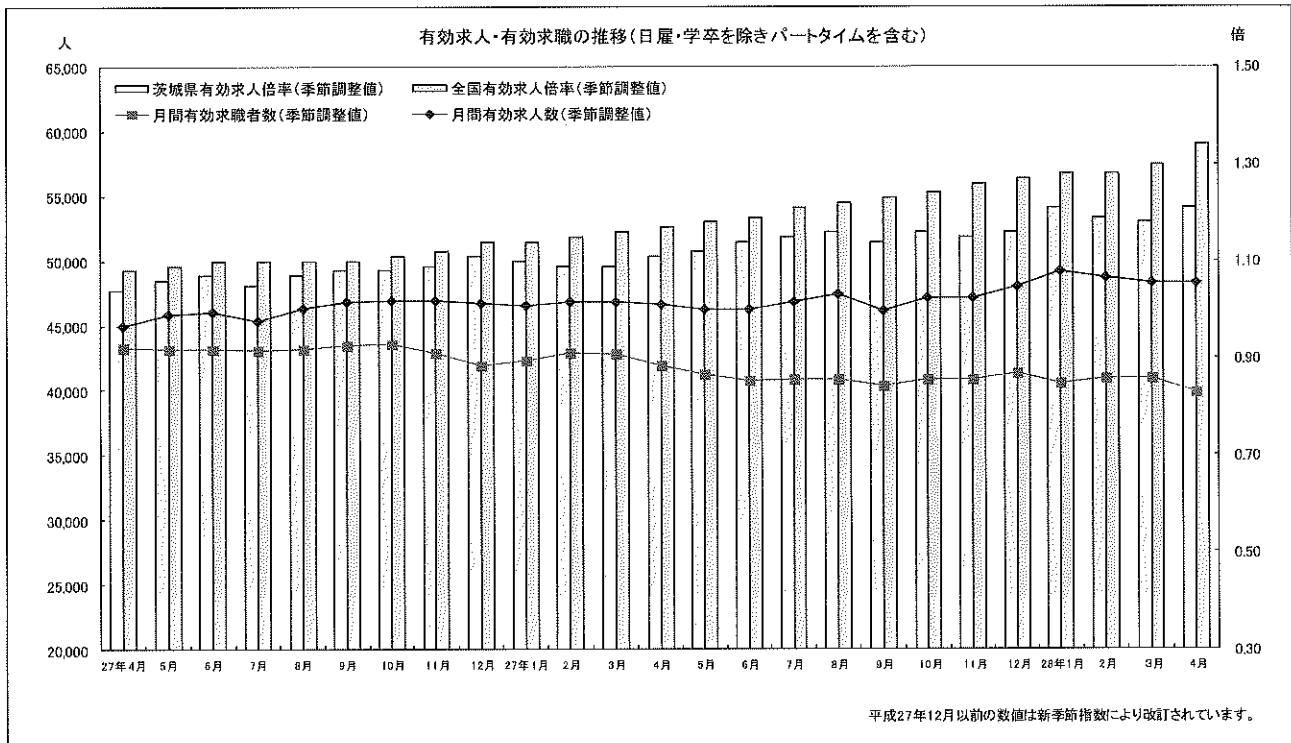
1 概況

4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は17,446人で、前年同月と比較して5.0%増と2か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比4.8%の増加、常用的パートタイムの求人は、同1.5%の減少となりました。新規求職申込件数は12,635件で前年同月比10.0%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同11.0%の減少、常用的パートタイムは同8.2%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同15.1%の減少となり、高齢求職者（60歳以上）は同5.8%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、48,525人で前年同月比は2.5%増加と6か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は43,298人で同5.1%減と、33か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.21倍（季節調整値）で、前月を0.03ポイント上回りました。なお、原数値は1.12倍と前年同月を0.08ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は17,446人となり、前年同月比で5.0%増と2か月連続で増加しました。

産業別にみると、「生活関連サービス業、娯楽業」（前年同月比33.4%増）、「サービス業」（同24.5%増）、「学術研究、専門・技術サービス業」（同13.6%増）などで増加となりましたが、「宿泊業、飲食サービス業」（前年同月比17.6%減）、「卸売、小売業」（同7.7%減）、「運輸業、郵便業」（同6.6%減）などが減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比3.1%減）、500～999人（同17.7%減）、300～499人（同12.0%減）100～299人（同0.5%増）30～99人（同11.1%増）、29人以下（同4.1%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比4.8%の増加となり、常用的パートタイムは同1.5%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,662件で、前年同月と比較し2.8%減少となり2か月ぶりに減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は29.0%で、前年同月（26.8%）を、2.2ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は7,383人と、前年同月比で3.8%減と31か月連続の減少となりました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,292人で、資格喪失者の割合では5.7%（前年同月5.1%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比13.4%増となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は12,635件となり、前年同月比で10.0%減と4か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は64.1%（前年同月64.8%）と0.7ポイント下回り、数では前年同月比で11.0%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で35.9%（前年同月35.2%）と0.7ポイント上回り、数では前年同月比で8.2%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数12,550人のうち34歳以下の若年者の占める割合は31.9%で4,008人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は23.1%で2,903人となりました。

平成27年度・障害者の職業紹介状況等について

～ハローワークにおける障害者の就職件数、ほぼ横ばい～

茨城労働局では、このほど、平成27年度における障害者の職業紹介状況を取りまとめました。

ハローワークを通じた障害者の就職件数は、平成26年度の1,702件から1,691件（対前年度比0.6%減）となり、前年度を下回りました。

ポイント

- 新規求職申込件数は3,509件で、対前年度比67件、1.9%の増。また就職件数は1,691件で、同11件、0.6%の減。
 - ① 精神障害者の就職件数は、平成26年度まで5年連続で過去最高を更新してきたが、27年度は727件で、対前年度比20件、2.7%の減少となった。
 - ② その他の障害者の就職件数については、全体の就職件数が減少する中、対前年度比12件、48.0%の増加となった。

	新規求職 申込件数	対前年度(前年度比)	就職件数	対前年度(前年度比)
身体障害者	1,197件	35件減(2.8%減)	535件	18件減(3.3%減)
知的障害者	650件	30件増(4.8%増)	392件	15件増(4.0%増)
精神障害者	1,552件	60件増(4.0%増)	727件	20件減(2.7%減)
その他の障害者	110件	12件増(12.2%増)	37件	12件増(48.0%増)
合計	3,509件	67件増(1.9%増)	1,691件	11件減(0.6%減)

- 産業別でみると、「医療・福祉」(528件)、「製造業」(298件)、「卸売業・小売業」(225件)での就職件数が多くなっている。

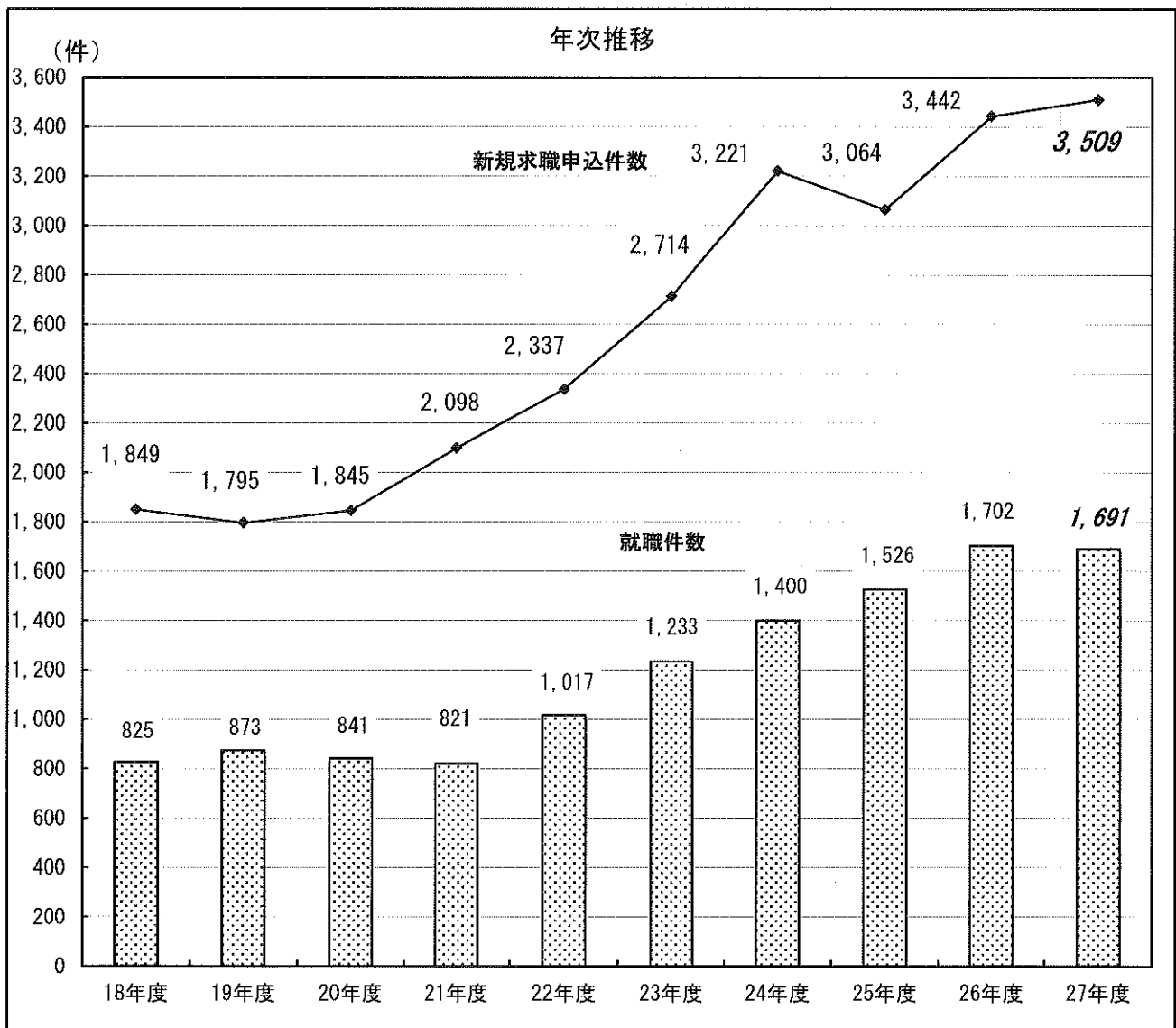
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

概況

(件、人、%、%ポイント)

	①新規求職申込件数		②有効求職者数		③就職件数		④就職率 (③/①)	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
平成18年度	1,849	9.8	2,681	7.1	825	10.4	44.6	0.2
19年度	1,795	△ 2.9	2,046	△ 23.7	873	5.8	48.6	4.0
20年度	1,845	2.8	2,086	2.0	841	△ 3.7	45.6	△ 3.0
21年度	2,098	13.7	2,233	7.0	821	△ 2.4	39.1	△ 6.5
22年度	2,337	11.4	2,518	12.8	1,017	23.9	43.5	4.4
23年度	2,714	16.1	2,754	9.4	1,233	21.2	45.4	1.9
24年度	3,221	18.7	3,612	31.2	1,400	13.5	43.5	△ 1.9
25年度	3,064	△ 4.9	3,482	△ 3.6	1,526	9.0	49.8	6.3
26年度	3,442	12.3	3,364	△ 3.4	1,702	11.5	49.4	△ 0.4
27年度	3,509	1.9	3,826	13.7	1,691	△ 0.6	48.2	△ 1.2

(就職件数及び新規求職申込件数の推移)



(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用はルールを守って適正に

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です！～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるように、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があります。そのため、不法就労の防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています（雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行）。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL280601派外 01

外国人の雇用に関するQ&A

●募集・採用時において	
Q1 外国人を募集したい場合にどのような点に気をつければ良いのでしょうか。	A1 求人募集の際に、外国人のみを対象とすることや、外国人が応募できないという求人を出すことはできません。国籍を条件とするのではなく、スキルや能力を条件として求人を出すようにし、公正採用選考及び人権上の配慮からも、面接時に「国籍」等の質問は行わないでください。 また、在留資格等の確認においては口頭で行うこととし、採用が決まり次第、在留カード等の提示を求めるようにしてください。
Q2 面接の結果、外国人を雇用しようと考えていますが、どのような点に気をつければよいのでしょうか。	A2 外国人を雇用する場合は、その外国人が就労可能な在留資格を付与されているか確認する必要があります（14ページから15ページ参照）。 また、採用決定後に在留カード等の提示を求める場合には、個人情報であることに十分留意していただいた上で、確認することとしてください。 なお、「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外です。
●外国人雇用状況の届出について	
Q3 雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格などの確認・届け出をしなかった場合、どうなりますか。	A3 在留資格などの確認は、通常の注意力をもって、雇入れようとする人が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語によって、その人が外国人であると判断できなかったケースであれば、確認・届け出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。
Q4 外国人であると容易に判断できるのに届け出なかった場合、罰則の対象になりますか。	A4 指導、勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。
Q5 短期のアルバイトとして雇入れた外国人の届け出は必要ですか。	A5 必要です。雇入れ日と離職日の双方を記入して、まとめて届出を行うことが可能です。
Q6 届出期限内に同一の外国人を何度か雇入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出することはできますか。	A6 可能です。届出様式は、雇入れ・離職日を複数記入できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記入して提出してください。
Q7 留学生が行うアルバイトも届け出の対象となりますか。	A7 対象となります。届け出に当たっては、資格外活動許可を得ていることも確認してください。
●社会保険などについて	
Q8 外国人を雇用した場合、社会保険や労働保険に加入させなければいけませんか。	A8 雇用保険については、原則として、国籍を問わず日本人と同様に適用されます。健康保険等の社会保険や労災保険については、外国人労働者も日本人と同様に適用になります。



ご不明な点などは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお気軽にお問い合わせください。

本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作成しています。

新規学校卒業者向け求人申し込みを検討中の事業主の皆さまへ

ハローワークに新規学卒者向け求人申し込みを行う場合には、「青少年雇用情報シート」の提出が必要です！

平成28年3月1日から、労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法において平均勤続年数や研修の有無および内容といった就労実態などに関する職場情報を新卒者等に提供する仕組みがスタートしました。ハローワークに新規学卒向け求人提出の際は「青少年雇用情報シート」に情報提供項目をご記入いただき、求人申込書とあわせてご提出ください。

情報提供の仕組み

新卒者等の募集・求人申し込みを行う企業は幅広い職場情報の提供が努力義務とされています。また、応募者等や求人申し込みをしたハローワーク・職業紹介事業者または求人紹介を受けた者等から求めがあった場合は、情報提供項目の（ア）～（ウ）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務となります。

ハローワークに新規学卒向け求人申し込みを行う場合には、「青少年雇用情報シート」にすべての情報提供項目をご記入いただき、求人申込書とあわせてご提出ください。

情報提供項目

（ア）募集・採用に関する状況	①過去3年間の新卒採用者数・離職者数、②過去3年間の新卒採用者数の男女別人数、③平均勤続年数 ※参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。
（イ）職業能力の開発・向上に関する状況	①研修の有無及び内容、②自己啓発支援の有無及び内容、③メンター制度の有無、④キャリアコンサルティング制度の有無及び内容、⑤社内検定等の制度の有無及び内容
（ウ）企業における雇用管理に関する状況	①前年度の月平均所定外労働時間の実績、②前年度の有給休暇の平均取得日数、③前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）、④役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

職場情報提供のメリット

職場情報を提供することで、次のようなメリットが期待されます！

新規学卒者の応募意欲	入社後の職場定着	信用力、企業イメージ
就職後の働き方に対するイメージが湧くことで、新規学卒者の応募意欲が高まり、求人への応募数が増加	職場情報を事前に把握した上で入社するため、ミスマッチによる早期離職を防ぎ、入社後の定着が向上	企業情報の「見える化」が図られることで、透明性が高い企業との評価が得られ、信用力および企業イメージが向上

詳しくは、都道府県局またはハローワークにお問い合わせください。

茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
25年度月平均	15,150	3,340	11,690	11,479	4,363	1,648	40,562	46,730	3,801	10,591
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
27年 4月	16,612	3,380	13,047	14,036	4,723	3,081	47,342	45,602	4,480	7,677
5	15,095	2,869	12,088	10,504	3,751	1,753	43,665	44,021	3,540	8,637
6	16,378	3,690	12,539	10,937	3,928	1,732	44,056	43,142	3,713	9,104
7	17,541	3,702	13,681	10,226	3,723	1,614	45,076	41,887	3,525	9,256
8	16,911	3,217	13,554	9,325	3,411	1,344	46,352	40,623	3,021	9,285
9	15,679	3,531	11,998	10,089	3,602	1,530	46,409	40,083	3,355	9,083
10	19,617	4,078	15,367	11,139	3,874	1,822	48,941	41,120	3,429	8,520
11	16,417	3,142	13,111	8,690	3,140	1,350	47,991	39,223	2,944	8,449
12	14,991	2,978	11,896	7,733	2,683	1,231	46,698	36,718	2,752	8,090
28年 1月	20,249	4,150	15,951	10,554	3,736	1,663	48,599	37,157	2,785	8,021
2	18,963	3,609	15,234	11,548	3,893	1,868	51,261	39,651	3,377	7,798
3	17,633	3,369	14,129	11,604	4,004	1,927	52,416	42,401	4,768	7,820
27年 4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
28年 1月										
2										
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
25年度月平均	1.32	1.53	0.87	0.97	5.5	8.4	▲ 4.1	▲ 6.9	▲ 1.6	▲ 2.3	▲ 3.0	▲ 8.6	256	3.9
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
27年 4月	1.57	1.77	1.11	1.17	0.1	0.1	▲ 6.6	▲ 7.8	▲ 1.6	▲ 4.8	▲ 3.9	▲ 6.5	234	3.4
5	1.55	1.78	1.12	1.18	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 8.9	▲ 10.8	▲ 9.6	▲ 10.4	▲ 7.6	▲ 12.6	224	3.3
6	1.60	1.79	1.14	1.19	4.6	6.8	1.1	▲ 0.4	▲ 4.5	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 5.8	224	3.4
7	1.65	1.82	1.15	1.21	7.2	4.3	▲ 5.5	▲ 5.9	▲ 2.1	▲ 6.2	▲ 7.1	▲ 8.2	222	3.3
8	1.60	1.84	1.16	1.22	▲ 0.7	4.9	▲ 4.1	▲ 4.0	▲ 0.6	▲ 4.3	▲ 5.1	▲ 5.9	225	3.4
9	1.55	1.83	1.14	1.23	▲ 12.9	0.9	▲ 13.0	▲ 11.7	▲ 12.3	▲ 11.6	▲ 6.7	▲ 7.1	227	3.4
10	1.67	1.01	1.16	1.24	7.5	5.4	▲ 1.2	▲ 4.0	▲ 10.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 7.3	208	3.2
11	1.56	1.90	1.15	1.26	2.6	9.3	1.8	0.3	▲ 5.6	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 3.4	209	3.3
12	1.55	1.90	1.16	1.27	1.2	6.2	3.7	▲ 1.7	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.5	▲ 6.3	204	3.3
28年 1月	1.91	2.07	1.21	1.28	10.4	2.7	▲ 11.7	▲ 11.3	▲ 7.3	▲ 9.3	▲ 4.2	▲ 6.2	211	3.2
2	1.58	1.92	1.19	1.28	▲ 2.6	9.6	▲ 2.3	▲ 1.0	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 4.6	213	3.3
3	1.72	1.90	1.18	1.30	1.2	5.2	▲ 6.4	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 0.8	▲ 5.1	▲ 6.0	216	3.2
28年 4月	1.87	2.06	1.21	1.34	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
29年 1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(平成23年3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。)
 5. 平成27年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。